

千葉県立都市公園条例施行規則の一部改正（概要）

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）及び同方針の運用（令和3年7月28日付け行革第459号・政法第477号）に基づき、本規則について所要の規定整備を行う必要があるため。

2 改正概要

- ・様式（第一号から第十七号）において、「㊟」を削り、それに伴う注釈を修正する。
- ・その他、軽微な規定の整備を行う。
（字句修正や本則と様式名の齟齬の修正）

3 施行期日

令和4年4月1日